

JECCNEWS

2021年10月1日 季刊発行 No.572

2021.秋号

CONTENTS

株式会社JECC創立60周年	2
JECC「保守サービス向上月間」で優秀保守技術者・応募作入賞者を表彰	4
寄稿	
電子帳簿保存法改正で何が変わるか (株)ビジネスブレイン太田昭和 公認会計士/税理士 矢野 敬一	5
IT Topics & News	8
・デジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁が発足	
JECCが「ESG リース促進事業」指定リース事業者に採択されました	9
JECC 2021年度 保守状況調査まとまる	10
SDGsの一環として北海道の未来を担う子供たちへ中古パソコンを寄贈	11

ITとファイナンスを、プロデュース。



株式会社JECC創立60周年

株式会社JECCは2021年8月16日をもちまして創立60周年を迎えました。これもひとえに、皆さまの多大なるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。JECCの60年の歩みを振り返りつつ、60周年記念サイトをご案内します。

社長メッセージ



取締役社長
桑田 始

株式会社JECCは創立60周年を迎えました。

これも皆さまの永年にわたるご支援・ご協力の賜物と、厚く御礼申し上げます。

当社は60年間、ITとファイナンスを融合した事業を一貫して行い、国、株主、お客様等あらゆるステークホルダーの皆さまとともに歩んでまいりました。

時代とともに変化するITに対応するため、事業領域を拡大させ「変革」を遂げてまいりました。まさにITの歴史はJECCの歴史でもあります。

当社は、次の60年に向けてもあらゆる面において

JECC 60 Years Story

1961年8月16日の設立から現在までの「JECCの動き」と、「IT業界・国の動き」を合わせてご紹介します。

1960年

1970年

1980年

1990年



1961年8月16日
日本電子計算機(株)設立

JECCレンタルによる国産メインフレームのレンタル提供開始

1962年4月

大阪営業所(現 関西支店)開設



1962年11月
第1回日本電子計算機ショウ主催、以後6回に渡り主催

1964年5月

名古屋営業所(現 中部支店)開設



1966年2月
国産電子計算機ニュース(現 JECCNEWS)創刊

IT業界・国の動き
「国産コンピュータ導入の本格化」



1970年10月
JECCコンピュータ・ノート創刊



1971年10月
JECCレンタル提供機器を対象に使用時間計(JECCタイマー)取付開始



1972年10月
第1回優秀保守技術者表彰式典主催、以後毎年主催

1973年10月

第1回データショーに参加、以後7回に渡り参加

1975年10月

東京都情報サービス産業健康保険組合(TJK)設立

1978年4月

JECCレンタル ソフトウェアの提供開始

IT業界・国の動き
「ハードとソフトのアンバンドリング(価格分離)」

1992年6月

日本教育情報機器(株)に出資

1994年11月

営業本部を設置し、リースによる幅広いIT製品の取扱本格化

1995年6月

札幌営業所(現 北海道支店)開設
福岡営業所(現 九州支店)開設

1998年7月

東北支店開設

1998年9月

(株)格付投資情報センター(R&I)より企業格付取得

IT業界・国の動き
「クライアントコンピュータ化」

IT業界・国の動き
「通信自由化と企業間ネットワークの拡大」



変わり続ける今を、めざす未来へ。

「JECCらしさ」を発揮し果敢に社会課題の解決に向けチャレンジしていきます。

事業面ではこれまでと同じITの普及・促進に向けたレンタル・リースにとどまらず、国・自治体をはじめとするデジタル化やAI、5G、プラットフォームなどの新たなIT技術によるDXの促進といった社会課題を解決する成長分野、新規分野へ挑戦することで、社会の発展に貢献してまいります。

また、ESG・SDGsへの取組みを推進し、地球環境保護や社会成長に取り組んでまいります。まずは当社の温室効

果ガス排出量（Scope1・2）の抑制に取組み、2018年度対比で2022年度までに70%削減、2025年度までに80%削減を目指します。すでに実施している「リース満了物件のIT機器等の3Rの推進」に加え、サプライチェーン全体の排出量削減を早期に実現できるように、あらゆる面で積極的に取り組んでまいります。

これまで以上にステークホルダーの皆さまに「安心・信頼」していただけるJECCを築いてまいります。そして、新たな歴史を作ってまいります。

“変わり続ける今を、めざす未来へ”

60周年記念ロゴのコンセプトなど、詳しくは
JECC 60周年特設サイトをご覧ください。
<http://www.jecc.com/60th/>



2000年

2001年3月
デジタルリユース(株)に出資

2002年11月
中国支店開設

2007年3月
プライバシーマーク付与認定取得

2007年10月
JECCサービスセンター開設

2007年12月
パソコンレンタルサービスの提供開始

2008年3月
ISO/IEC 27001 (ISMS)
認証取得

IT業界・国の動き 「インターネットの普及」

2000年2月13日：不正アクセス行為の禁止等に関する法律施行
2005年4月1日：個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)全面施行

2010年

2010年3月
ITプラットフォームサービスの提供開始

2012年6月
マイクロソフトとパートナー契約締結

2013年7月1日
(株)JECCに社名変更

2014年4月
JECC Leasing(Singapore)
Pte.Ltd.設立

2015年10月
関東支店開設

IT業界・国の動き 「クラウドコンピューティングの活用普及」

2019年6月：IT総合戦略本部において「デジタル時代の新たなIT政策大綱」決定
少子高齢化による財政的・人的なリソース不足が課題視され、解決策として共通プラットフォームの構築が提唱される

2016年11月
クラウドサービス(IaaS型)における
ISO 9001 (QMS)、
ISO/IEC 20000-1 認証取得

2017年4月
契約情報提供サービス(JERAKU)
提供開始

2019年6月
水道施設情報整備促進事業認定

2020年5月
水道標準プラットフォームの提供開始

2021年4月
日本教育情報機器(株)を吸収合併

これまでの
歩みにより
培ってきた実績

お取引のあるサプライヤ数

3,000社超
(2021年3月時点)

コンピュータ累計購入額

11兆円超
(2021年3月時点)

信用格付

発行体格付: A(安定的)
短期格付: a-1
(2021年3月時点)

JECC「保守サービス向上月間」で 優秀保守技術者・応募作入賞者を表彰

10月11日開催表彰式の受賞者223名決まる 保守技術者全国25グループと応募作入賞者

JECCは、毎年10月を「保守サービス向上月間」と定め、コンピュータ保守技術者の日頃の努力を称える「優秀保守技術者表彰式典」を開催している。今年は節目となる50回目を迎える。

JECCでは、この行事の一環として、お客様を対象に保守状況調査を実施し、その結果を基に保守サービスの向上を図る保守サービス総点検運動を実施するほか、優れた保守技術者を表彰することで、さらに保守技術・保守サービスの向上が図られることを期待している。

このほど今年度の受賞者として、優秀保守技術者25グループ215名と、保守サービス向上月間標語及び保守サービスに関する感想文の受賞者8名を決定、来る10月11日に、第50回優秀保守技術者表彰式典において表彰を行うこととした。

この式典では、システムの安定稼働を維持するために日夜努力されている多くの保守技術者の中から、特に顕著な功績のあった方々を優秀保守技術者として、また、応募の保守サービス向上月間標語と感想文で入賞された方々をJECCが表彰し、その栄誉を称える。

今回表彰される223名のうち、優秀保守技術者は25グループ215名で、昨年度までに受賞した優秀保守技術者は、累計で8,349名。今回の215名が加わると、8,564名になる。

優秀保守技術者の審査は、コンピュータ・メーカー6社及び6社から委託を受けた保守サービス担当会社並びに保守担当先のお客様から推薦書が提出された者を対象に、保守サービス会社及びJECC

で構成する「保守サービス責任者会議」において、次の選考基準に基づいて行われた。

- ① 担当するお客様における保守状況が良好で、システムの故障時間が極めて少なく、システムの円滑な運用に顕著な功績があったと認められる者。
- ② 保守技術者の活動を支援し、保守サービスの向上に特に功績があったと認められる者。
- ③ 保守技術の改善に特に功績があったと認められる者。

また、JECCが保守サービス関係者を対象に募集した「保守サービス向上月間標語」は、ハードウェア・ソフトウェア保守サービスの重要性や、保守技術者並びに保守サービス業務に携わる者としての心構えを短い言葉で的確に表現した内容で、最優秀作品については、その年の保守サービス向上月間のポスター等に掲載される。

今年度の応募数は1万6,940編となり、保守サービス責任者会議で審査した結果、最優秀賞1編と、優秀賞3編を決定した。

「感想文」は、保守サービス全般に関するものをテーマに、標語と同様に募集を行い、今年度は380編の作品が寄せられた。いずれも、保守技術者や保守サービス関係者の日頃の努力や貴重な体験がにじみ出ており、仕事に対する熱意にあふれた素晴らしい内容である。

こちらにも保守サービス責任者会議により、最優秀賞1編、優秀賞3編が選出された。さらに受賞作品と、選考過程で選ばれたほかの優秀作品全31編を収録した「保守サービス向上月間のしおり・感想文集」を発刊して、全国の保守拠点など関係者に配付する。



次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。



時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、

明日を生きる人々がいつもいきいきと生活できるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、

豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

HITACHI

Inspire the Next

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所 〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話(03)3258-1111(大代)

寄稿



電子帳簿保存法改正で何が変わるか

～業務の効率化に向けてすべきこと～

(株)ビジネスブレイン太田昭和 公認会計士/税理士 矢野敬一

(株) ビジネスブレイン太田昭和 公認会計士/税理士

矢野敬一 (やの けいいち)

公認会計士/税理士。学習院大学法学部法学科卒業後、朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社後、大手ERPベンダーを経て現職。内部統制支援、経理業務改革、ERPの導入を行う中で、近年はペーパーレスの専門家として多くの業務改革プロジェクトに従事。セミナーでも多数講演している。

はじめに

令和3年度も電子帳簿保存法が改正され（表/P7）、令和4年1月1日から施行されます。改正内容には①帳簿書類の保存、②スキャナ保存、③電子取引の保存がありますが、ペーパーレス業務に関係の深い「②スキャナ保存」と「③電子取引の保存」についてご説明します。

スキャナ保存の法改正概要

スキャナ保存の改正内容には二面あります。一面が制度緩和という側面、もう一面が罰則の強化という側面

です。この両面を加味すると、電子帳簿保存法の要求水準は変わっておらず、水準の求められ方が変わりました。

従来の電子帳簿保存法は、プロセスについて詳細に決められ遵守する必要がありましたが、新制度は到達すべき目標・結果が定められ、当該結果に到達しなかった場合の罰則規定が設けられました。つまり、従来はプロセス責任が問われ、新制度では結果責任が求められるようになり、その代わりにプロセスについては、各企業が自由度をもって決めることができるようになりました。

スキャナ保存の要件緩和

では、制度緩和の側面からご説明します。まず、承認制度が廃止されました。承認申請書等作成・税務署への提出という行為が不要になり煩雑さがなくなりました。ですが、電子帳簿保存法が適用される前に、国税当局がチェックして、要件違反となるポイントを事前に指摘す

TOSHIBA

ひとりひとりの暮らしを支えるAIを。

いつの時代も東芝は、技術によって未来を切り拓いてきました。

これまでにないものを生み出そうという創業からの想いは、今も変わりません。

かつて日本初*の白熱電球を生み出し、人々の生活に明かりを灯したように。

それぞれの現場で確かな仕事をする、東芝ならではのAIを、これからも。

*1890年に東芝の前身「白熱舎」が日本で初めての白熱電球を製造

人を見つめ、ビジネスを見つめ、AIを最適なソリューションに。東芝のAI

東芝デジタルソリューションズ株式会社

www.toshiba-sol.co.jp

る機会がなくなったということにもなります。従って、各企業が国税調査の際に指摘されることがないように、自主的に計画を策定する必要があります。

次に、タイムスタンプの付与期間ですが、従来は「おおむね3営業日以内」という規定がありましたが、「最長約2カ月以内」に変わりました。また、書類の受領者がスキャンする際に、従来は自己署名が要求されていましたが、新制度では不要になりました。同じ領収書を使って複数の人が経費精算をするといった「領収書の使い回し」が考えられますが、こうした使い回しを防止するため、上記制度が設けられていました。

今後、新制度では企業が、自主的に領収書の使い回しといった不正の防止方法を検討する必要が生まれました。例えば、簡単な仕組みとして同じ領収書、つまり同じ領収年月日・取引先・金額の領収書があれば、経費精算システムからアラートを出すといった方法も考えられます。このように、電子帳簿保存法が求める「結果」を実現するために、上手にITを活用して、業務が効率化する可能性が拡大したと言えるでしょう。

適正保存担保のための措置

ここからは、二つ目の側面、つまり罰則規定（適正保存を担保するための措置）の強化をご説明します。取引情報に関して、隠蔽仮装された事実に基づき修正申告等がされた場合、通常の重加算税に10%加重した額が課されることになりました。また、保存要件を満たさない電

磁的記録については、国税関係書類等と取り扱わないことが明確化されました。

「国税関係書類等と取り扱わない」とは、例えば領収書データがあっても、それを領収書として取り扱わないということです。その結果、損金が否認されることに繋がる可能性が高まりました。

業務効率化に大きな差異が生じる

スキャナ保存の制度は緩和された側面がありますが、一方で、罰則規定を設けることにより、企業の到達すべきゴールが明確化されたと考えられます。緩和されたからと言って何もしなくても良いわけではなく（何もしないと罰則規定が待っています）、各企業は自主的に計画を策定し、業務手順等を検討しなければなりません。

言い換えれば、ペーパーレス業務の取り組み方により、企業の業務効率化に大きな差異が生じる余地が大きくなった制度改正である、と言えるでしょう。

電子取引の法改正概要

電子取引については緩和という側面は乏しく、要件をスキャナ保存の制度に揃えた印象です。

特徴的な点として、保存形態について従来は、電子取引を紙に印刷して保存することが認められていましたが、新制度では紙での保存が禁止され、電子データで授受したものは電子データでの保存が義務化されました。検索できる状態で電子保存することが義務化されています。

OKI *Open up your dreams*

OKI <https://www.oki.com/jp/>



社会の大丈夫をつくっていく。

電子取引化でITに求められる役割

これまで、紙で受領する書類と電子で受け取ったデータも紙印刷することで、紙で取引情報に関する一式の書類を管理することができました。しかし、電子取引について電子データでの保存が義務化されたことと、ペーパーレス化が進展している状況を踏まえると、これからは、紙で受領したものも含めて、取引先と授受し

た取引情報は、書類であってもデータであっても、電子データの状態で一式を管理するようになるでしょう。

つまり、会社の取引データを一式で管理するような仕組みづくりが求められており、ITに対する期待が高まっている状況にあると言えます。

令和3年度の税制改正を機に、ペーパーレス化を進め、業務効率化の一層の進展を図られてはいかがでしょうか。

(表) 令和3年度税制改正による電子帳簿保存法の改正

		従来の制度	→	令和3年改正適用後の新制度 (令和4年1月1日施行)
1 スキャナ保存				
①	承認制度	承認制度(新規申請の3カ月前までに申請が必要)		廃止
②	タイムスタンプ要件の緩和(受領者がスキャンする場合)			
1	タイムスタンプ付与期間	おおむね3営業日以内		最長約2カ月以内
2	自己署名	必要		不要
3	タイムスタンプ不要なシステム	定めなし		訂正または削除を行った事実を確認できるシステム(訂正または削除を行うことができないシステムを含む)
③	適正事務処理要件(重要書類の場合)	相互けん制、定期的なチェック、再発防止		廃止
④	検索要件の緩和			
1	検索項目	取引年月日/その他の日付/取引金額/その他主要な記録項目		取引等の年月日/取引金額/取引先/(相互関連性を示す項目)
2	範囲指定検索/組み合わせ検索	同上		国税職員の求めに応じ、データをダウンロードできる場合、左記機能は不要
2 電子取引データ保存				
①	タイムスタンプ付与期間(真実性の確保方法をタイムスタンプ付与とする場合)	遅滞なく		最長約2カ月以内
②	保存形態	電子データ(書面に印刷して保存可)		電子データのみ
③	検索要件の緩和	スキャナ保存と同様		スキャナ保存と同様
3 適正保存担保のための措置				
①	不正行為を抑止する担保措置	なし		隠蔽または仮装に基づく修正申告等⇒重加算税を増額(+10%)
②	保存要件を満たさないスキャンデータ、電子取引データの取扱い	明文の規定なし		国税関係書類等と取り扱わない(災害その他やむを得ない事情により、当該保存要件に従って保存できなかったことを証明した場合を除く)



MITSUBISHI ELECTRIC
Changes for the Better





Crossing for

総合電機メーカーならではの
強みを掛け合わせて、社会課題の解決へいち早く。
三菱電機は、そんな思いのもと、
ITソリューションを進化させていきます。

 エネルギー

 公共

 交通

 ビル

 宇宙・通信

 産業・FA

 自動車機器

 半導体・電子デバイス

 空調・冷熱

 ホームエレクトロニクス



ITソリューション

AI IoT ビッグデータ セキュリティ 電子認証

力を、掛け算。

三菱電機のITソリューション

www.MitsubishiElectric.co.jp/it/

三菱電機株式会社

IT Topics & News

デジタル社会形成の司令塔として デジタル庁が発足

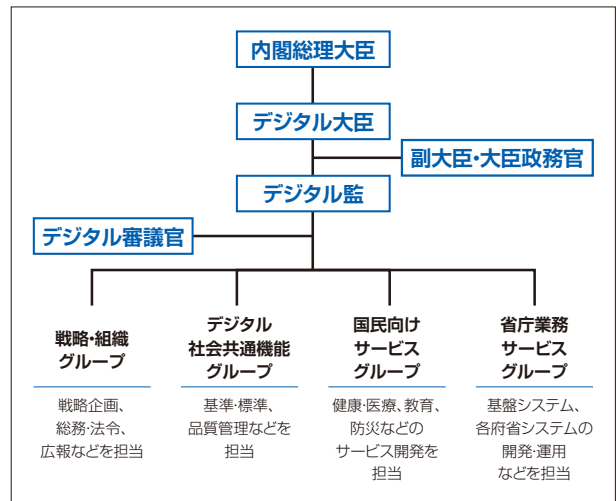
2021年9月1日、「デジタル庁」が発足した。職員は約600人で、民間人材は約200人を起用した。同日、デジタル庁発足式が行われ、菅義偉内閣総理大臣、平井卓也デジタル大臣、石倉洋子デジタル監、CxOなどのデジタル庁幹部をはじめ、多くの職員がリモートで出席した。

発足式の挨拶で平井デジタル大臣は、「デジタル化によって豊かで選択肢の多い、誰一人取り残さない社会を作っていかななくては行けない」とデジタル庁の使命を明らかにし、事務方のトップとなる石倉デジタル監は、「デジタル庁という新しい組織で新しいやり方でやっていくことを世界にアピールできるような機会にしたい」と決意を述べた。

デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に呵成に作り上げることを目指す組織で、国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取り組んでいく。組織としては、「戦略・組織グループ」「デジタル社会共通機能グループ」「国民向けサービスグループ」「省庁業務サービスグループ」の4つのグループから構成され（図）、戦略・組織グループ以外のグループについては、プロジェクトを中心としたチームが組まれている。

また、民間人材の出身企業への便宜供与などを防ぐため、外部有識者からなるコンプライアンス委員会を設置し、検討会報告書を基に同庁の入札ルールが固められた。具体的には、①民間人材の採用時に兼業先の情報に加え、株式保有情報や保有する特許権を登録させ、利益相反行為等には関与しない旨の誓約を求める。②入札案件について、仕様書の作成開始以後の仕様書記載・作成行為を制限対象行為とする。③入札業務に関わる職員は、非常勤職員だけでなく幹部職員も含めて事前に登録し、当該職員の兼業先について入札制限を行う、などである。

（図）デジタル庁の組織体制



※図はデジタル庁ホームページを基に作成



持続可能な社会の実現に向けて、 課題解決に貢献する富士通のICT

地球温暖化、資源の枯渇など、環境問題は年々深刻化しています。エネルギー、食糧、水不足など多様な課題が複雑にからみあう中、ICTはどのような役割をはたせるのか。富士通は、自らの環境負荷低減はもちろん、様々な分野で環境課題を解決するICTソリューションを提供。お客様と協働しながら、持続可能な社会の実現を目指します。

<http://www.fujitsu.com/jp/about/environment/>

JECCが「ESGリース促進事業」 指定リース事業者に採択されました

脱炭素社会に向けた

ESGリースの取り扱いを開始

環境省では、脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業（令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）を実施しています。

ESGリース促進事業は、脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG要素を考慮した取り組みを促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業を支援するものです。

この度、JECCは環境省よりESGリース促進事業の指定事業者に採択され、ESGリースの取り扱いを開始しました。

総リース料の

1～4%の補助金を交付

ESGリース促進事業では、中小企業等（以下、ユーザー）が脱炭素機器をリースにより導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の1～4%の補助金が指定リース事業者に対して交付され、ユーザーのリース料負担がその分軽減されます。さらにESG要素を考慮した優良な取り組みには1%の上乗せがあります（予算額：14億円）。

補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業

者が行うため、ユーザーでは補助金申請の手続きは必要ありません。補助金制度の利用を希望するユーザーは、リース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したESGリース促進事業補助金利用申込書を指定リース事業者に提出する必要があります。

補助金の対象となる

ユーザー・リース契約

補助金制度の対象となるユーザーは中小企業等で、サプライチェーン上の脱炭素化に資するESG要素を考慮した取り組みを行っている先です。

そして、対象となるリース契約については、環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること、リース期間中の途中解約または解除が原則できない契約であること、解約可能であるオペレーティングリースを除くリース取引であること、リース期間が法定耐用年数の70%以上の契約であること等の要件があります。

補助金のスケジュールは、補助金交付申請書類の受付期限が2022年3月7日、補助金実績報告書類の受付期限が2022年3月17日であり、補助対象機器の借受証が2022年3月15日までに発行される見込みであることとされています。

現地作業はすべてお任せ！

オンサイトデータ消去サービス

アンラック・解体サービス

撤去・引取サービス

フィールドサービス

現状復帰サービス

設置・設定サービス

オフィス移転サービス

ご用命は
こちらまで！

JECCグループ デジタルリユース株式会社 フィールドビジネス課 ☎ 03-5740-8312 ✉ sales_fb@digital-reuse.com

JECC 2021年度 保守状況調査まとまる

ハード中・大型システムで100%の保守満足度

JECCはこのほど、保守サービス向上月間にちなんで実施している「保守状況調査」の2021年度の調査結果をまとめた。

2021年3月末現在でJECCと契約しているシステム（中・大型、小型）及び周辺機器の合計2,019件を対象に、2020年4月から2021年3月までの1年間の保守状況についてアンケート調査を行ったもので、対象システム等を利用しているユーザーの設置先271件に対して調査票を発送し、113件の回答を得た（回収率41.7%）。

ハードウェア

「ハードウェア予防保守利用状況」に関しては、中・大型システムは60.0%、小型システムでは63.6%が予防保守を実施している。

「予防保守」に対する「満足度」は、中・大型システムは、「満足」が83.3%で、「やや満足」が16.7%だった。小型システムは、「満足」が82.1%、「やや満足」が16.1%と、概ね前年度と同水準だった。

さらなる向上を求める点として、中・大型システムに対しては「作業から間もなく障害が発生した」が最も多かった。小型システムに対しては「作業報告が不十分

だった／分かりにくかった」及び「作業から間もなく障害が発生した」が最も多く36.4%だった。

「ハードウェアの障害発生」に関しては、中・大型システムでは40.0%、小型システムでは34.1%で障害発生があった。

「障害が発生した機器の種類と平均発生回数」は、中・大型システムの障害の発生比率は「ストレージ」が最も多く40.0%だった。平均発生回数では、「プリンタ」が4.0回と最も多かった。小型システムの障害の発生比率は、「メインフレーム／サーバ」が30.0%で最も多く、平均発生回数では、「プリンタ」が4.3回で最多だった。

「障害対応への満足度」は、中・大型システムでは、「満足」の大幅減少分（前年比-62.5%）が、「やや満足」（50.0%）、「やや不満」（25.0%）の増加につながった。小型システムでは、「満足」の大幅減少分（前年比-27.1%）が、「やや満足」（33.3%）、「やや不満」（13.3%）の増加につながった。

さらなる向上を求める点として、中・大型システムでは「コールセンターの対応」「部品の取り寄せに時間がかかった」がともに25.0%だった。小型システムでは「原因の究明に時間がかかった」が29.6%で最も多かった。



NEC

ともに奏で、ともに創る。
私たちの未来。

私たちは世界中の人びとと協奏しながら、
先進のICTで、明るく希望に満ちた社会を実現していきます。

Orchestrating a brighter world

ハードウェアの予防保守に対する満足度は中・大型システムでは100%が「満足」「やや満足」の回答で、障害保守等に対しては、75%が「満足」「やや満足」の回答だった。

ソフトウェア

「ソフトウェアの障害発生」に関しては、中・大型システムでは障害発生がなく(0%)、小型システムでは11.4%でソフトウェア障害が発生した。

「障害が発生したソフトウェアの種類」に関しては、「障害があった」との回答の合計件数に占める割合(発生比率)をソフトウェアの種類別に見ると、小型システムでは、「通信管理ソフトウェア」及び「運用管理ソフトウェア」が47.1%で最も多かった。

「ソフトウェアの障害対応への満足度」について、小型システムは「満足」の大幅減少分(前年比-33.8%)が、「やや満足」(60.0%)、「不満」(10.0%)の増加につながった。さらなる向上を求める点として、小型システムでは「原因究明に時間がかかった」が最も多く31.3%を占めた。

今後期待する保守サービスメニュー

今後JECCに期待する保守サービスメニューのうち、

最も回答数が多かったのは「障害予兆の検知・通報」に関する保守サービスメニューで60件、回答の20.0%を占めた(表)。

(表) お客様の今後期待される保守サービスメニューに関する調査項目と回答数(2021年度)

調査項目	回答数	割合
セキュリティ対策	43	14.3%
障害予兆の検知・通報	60	20.0%
障害発生自動検知・通報	49	16.3%
システム稼働状況の遠隔監視	22	7.3%
遠隔(リモート)保守	29	9.7%
インシデント・障害レポートの提供	19	6.3%
構成管理の委託(マルチベンダに対応)	3	1.0%
ファームウェア更新情報の分析と提供	14	4.7%
ソフトウェア更新情報の分析と提供	8	2.7%
長期保守対応	28	9.4%
障害発生時のマイナンバ情報の取扱	1	0.3%
IT以外保守を含む統合的な保守対応	6	2.0%
省エネルギー対応	3	1.0%
BCP対応	15	5.0%
合計	300	100.0%

※回答件数(2021年度): 中・大型システム24件、小型システム246件、周辺機器30件

SDGsの一環として北海道の未来を担う子供たちへ中古パソコンを寄贈

JECCはSDGsの一環として、賃貸借契約が終了したパソコンを一般社団法人北海道IT推進協会に寄贈いたしました。寄贈したパソコンは株式会社あしたの寺子屋、一般社団法人モリラボを通して、経済的理由や家庭環境によって在宅で学びたくても学べない子供たちに配布されます。

この試みは、同協会によるSDGs推進への取組みにJECCが賛同するもので、SDGsにおける「貧困をなくそう」「質の高い教育をみんなに」「つくる責任つかう責任」の達成を通じて社会に貢献することを目標としています。また、未来を担う子供たちにプログラミング教育等の教育機会を提供し、未来の北

海道のIT人材を育成し、北海道のIT業界を発展させていきたいという地元IT業界の願いも込められております。

寄贈先について

社名	一般社団法人北海道IT推進協会
本社所在地	北海道札幌市中央区北2条西3丁目1-16
代表者	会長 入澤 拓也
事業内容	北海道内のIT企業・関連団体約170社が加盟する業界団体
URL	https://www.hicta.or.jp/

水道標準プラットフォームで事業効率化！ 『簡易台帳アプリケーション』で施設台帳整備！

「水道標準プラットフォーム」は、経済産業省の補助事業者に弊社が採択され、構築を進めてきたもので、水道事業者様が選定されたアプリケーションを搭載して利用頂くサービスとなっており、2020年5月11日に提供を開始しました。

水道法で定められた水道施設台帳の作成にご利用可能な「簡易台帳アプリケーション」も準備しております。デモンストレーション利用も可能でございますので、お気軽にお問合せください。

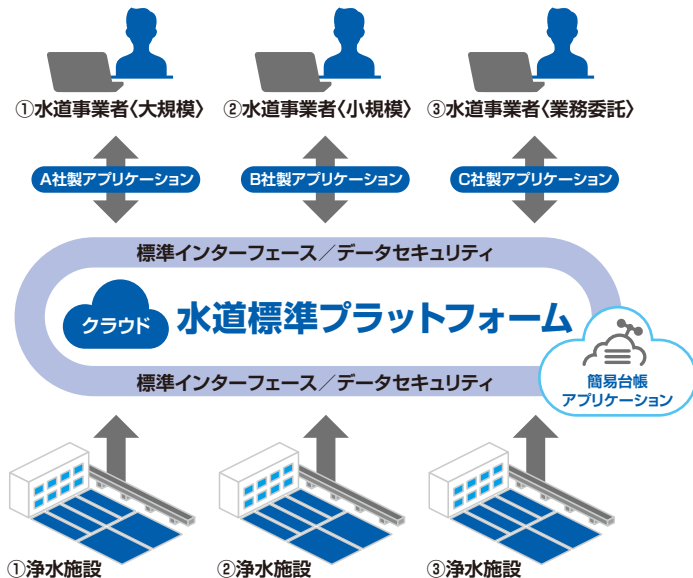
**導入の
メリット**

① 規模に合わせた月額利用
事業規模に合わせたシステム利用で経営資源の最適化!

② データ利活用の促進
システムをまたいだ事業データの利用が可能!

③ 広域化のシステム統合が容易
共通ルールに則ったデータ蓄積でシステム統合がスムーズに!

④ リモート対応に強み
遠隔操作で、BCP対応・テレワークの推進策に!



**台帳情報の整備を行える
『簡易台帳アプリケーション』**

入力支援機能で
入力が簡単

アプリケーションの
導入コストが安い

簡易台帳アプリケーション

アプリケーション未導入の水道業者へ
データの共有も

デモ利用可能!
※水道事業者様対象

お問い合わせ先 株式会社JECC 水道プラットフォーム事業推進部 TEL：03-3216-3605 MAIL：jecc-wsp@jecc.com

JECCNEWS編集部からのお知らせ

本誌送付先の変更・中止については弊社経営企画課までご連絡いただきますようお願い申し上げます（ご連絡の際は、封筒の宛名に記載されているお客様番号をお知らせください）。

お客様からご提供いただいた個人情報はJECCNEWSの発送のみに利用させていただき、それ以外の目的で利用することはありません。なお、個人情報の取り扱いについては、弊社ホームページに掲載しております「個人情報保護方針（<https://www.jecc.com/policy.html>）」をご参照ください。

【送付先の変更・中止、個人情報に関するご連絡】

〒100-8341 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル
株式会社 JECC 経営企画室 経営企画課
JECCNEWS編集部

TEL：03-3216-3683/FAX：03-3211-0990

弊社ホームページ：

「フォームでのお問い合わせ」